

大阪市立の高等学校等の大阪府への移管に伴う
教職員の勤務労働条件に関する事項について（提案）

1 提案理由

大阪市立の高等学校については、令和 2 年 12 月 9 日の市会本会議において「大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案」が可決されたことに伴い、令和 4 年 4 月に大阪府へ移管することとなった。

この大阪府への移管に伴い、教職員の勤務労働条件に関する事項について変更が生じるため、この間、大阪府との協議を進めてきたところであり、現時点においての移管に伴う管理作業員の勤務労働条件及び身分の取扱いについて提案する。

2 提案内容

高等学校の大阪府への移管については、移管後においても学校運営を円滑に行っていくことが大切であり、施設のみならず、生徒に関わる教職員についても大阪府の教職員として継続して勤務いただくことが重要であると考えます。

しかしながら、関係法令等や府の方針等により、職種により取扱いが異なることとなる。

管理作業員の取扱いは別表 1 とし、勤務労働条件については、別表 2 としてまいりたい。